

## 平成30年4月から 国民健康保険制度が 変わります

国民健康保険は平成30年3月まで市町村ごとに運営されていましたが、平成30年4月からは、県が財政運営の責任主体となって市町村と共に国保の運営を行います。

### 国保加入者の届出などの窓口は 今までと変わりません

財政運営のしくみは変わりますが、加入・脱退の手続きや保険給付の申請、保険料の納付など、各種届出の窓口はこれまで通りお住まいの市町村で行います。

### 平成30年度から変わること

#### 【被保険者証などの 様式が変わります】

変更になる様式一覧（主なもの）  
▽被保険者証（保険証）  
▽高齢受給者証（\*1）  
▽限度額適用認定証（\*1）  
▽限度額適用・標準負担額減額認定証（\*1）  
（\*1）8月の年度更新時から変更予定

#### 変更内容

- ①国民健康保険被保険者証
- ②資格取得年月日
- ③保険者名

- ①福岡県国民健康保険被保険者証
- ②適用開始年月日
- ③交付者名

#### 【高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、 加入者の負担が軽減されます】

国保加入資格の取得・喪失は都道府県単位になります。同一県内の他市町村への転出などであれば、世帯の継続性が保たれている場合に限り、平成30年4月以降の療養で発生した高額療養費の多数回該当（\*2）は引き継ぎ、通算されるようになります。

（\*2）多数回該当とは、過去12カ月間で高額療養費の対象となった月が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です

#### 【高額療養費に該当する世帯への案内は 支給予定額5,000円以上が対象となります】

平成30年4月診療分から、支給予定額が5,000円以上の世帯に「高額療養費支給申請のお知らせ」を送付します。

#### 【葬祭費の支給額が変わります】

国保加入者が亡くなった時に葬祭を行った人へ支給される葬祭費が、平成30年4月以降、4万円から3万円に変更となります。

■問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

## 国民年金保険料納付案内書が届いたら

日本年金機構（東福岡年金事務所）が4月上旬、第1号被保険者を対象に「国民年金保険料納付案内書」を送付します。保険料を納めることが困難な場合は、免除などの制度があります。



### 国民年金保険料の納付

保険料は月額1万6,340円です。納付方法は、納付書払いか、便利な口座振替やクレジットカード納付もあります。

4月から就職して、厚生年金・共済組合に加入した場合は、納付しないでください。

### 保険料支払いが困難なとき

保険料の未納が続くと年金が受けられなくなるおそれがあります。次の制度で申請すれば、保険料の納付が免除・猶予されます。

#### 【①学生納付特例制度】

20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合は、申請すれば保険料の納付が猶予されます。

●平成29年度に申請して特例が承認されたのは、平成30年3月分までです

●学生納付特例該当者のうち、4月1日現在であらかじめ届け出のあった在学予定期間が終了していない人には、ハガキ形式の申請書が日本年金機構福岡広域事務センターから郵送される予定です。平成30年4月から平成31年3月分を申請する場合は、必要事項を記入し、郵送で提出してください

#### 【所得審査の対象者と申請期間】

	学生納付特例申請	免除申請（学生でない人）	納付猶予申請（学生でない人で50歳未満の人）
対象	学生本人のみ	本人、配偶者、世帯主	本人、配偶者
申請期間	申請月の2年1月前分まで申請可 *平成30年7月分以降の免除申請、納付猶予申請は7月1日以降に受付開始		

■問い合わせ先 ▽東福岡年金事務所 ☎092(651)7967  
▽市役所市民課国民年金係 ☎(36)1128

#### 【②免除・納付猶予制度】

学生でない人で、本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定以下の場合は、申請すれば保険料の納付が免除・猶予されます。

●平成29年7月以降に申請して承認されたのは、平成30年6月分までです。7月分以降の保険料の納付が困難な場合は、7月1日以降に再度申請してください。（継続申請が承認された人は除く）

●所得審査の対象者と申請期間 下表参照

#### 【①②共通事項】

●持参品

▽基礎年金番号か個人番号（マイナンバー）が分かるもの

（基礎年金番号の場合＝年金手帳、保険料納付案内書、運転免許証など）

（個人番号の場合＝マイナンバーカードか、通知カードと運転免許証など）

▽印鑑（本人が申請する場合は不要）

▽代理人が申請する場合は、運転免許証など代理人の本人確認ができるもの、別住所の場合は委任状

①のみ＝学生証の写し、在学証明書など

②のみ＝会社を辞めた場合は、離職年月日が確認できる公的機関の証明（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など）

●申請先

▽東福岡年金事務所  
（福岡市東区馬出3-12-32）  
▽市役所市民課国民年金係  
（本館1階・5番窓口）

## 4月15日号から市広報紙が変わります



Point 1 **もっと親しみやすくなります**◆表紙のデザインが変わります



Point 2 **もっと読みやすくなります**◆行間や文字間が広がります



Point 3 **もっとシンプルになります**

◆市からのお知らせ記事・募集記事・イベント情報は1つのコーナー「情報ステーション」にまとめます

これからも、市民のみなさんに寄り添う広報紙を目指します。

■問い合わせ先 秘書政策課広報報道担当 ☎(36)1055

## パブリック・コメント結果報告

【宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例（案）】

- 実施日 1月6日～2月4日
- 内容 23件の意見が提出されました。貴重な意見を踏まえて検討した結果、原案どおりとなりました

\*意見の回答など詳細は、市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> → トップページ左下のバナー「パブリック・コメント」→「終了案件」で確認可

■問い合わせ先 世界遺産課 ☎(36)9456



## 市営住宅入居者募集

#### 【公営住宅】

●内容

▽南郷団地（原町）

▽平原団地（須恵）

▽原団地（江口）

▽荒開団地（深田）

●収入基準 同居しようとする親族の収入を含め、諸控除後の所得金額が月額15万8,000円以下

●家賃 団地や所得に応じて異なる

#### 【改良住宅】

●内容 桜町団地（池田）

●収入基準 同居しようとする親族の収入を含め、諸控除後の所得金額が月額11万4,000円以下

●家賃 3,000円

#### 【共通事項】

●入居要件 住宅に困っていて、市民か市に通勤する人で、同居しようとする親族がいる人

\*平原団地の一部、桜町団地については高齢者や障がいのある人などは単身入居可

●申込期間 4月2日(月)～同13日(金)

●申込方法 申込用紙に必要事項を記入し、無地のハガキ2枚を添えて、建築課（本館2階）か大島行政センターへ持参

\*申込用紙は、4月2日(月)から、建築課か大島行政センターで入手可、市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> → 「くらし・手続き」 → 「くらし・環境」 → 「住まい」 → 「平成30年度第1回市営住宅入居者募集」からダウンロード可

■問い合わせ先 建築課 ☎(36)5203

